

函館養護学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、また、どの寄宿舎でも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校として存立していくために「函館養護学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、寄宿舎において、いじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童生徒、全教職員の人権感覚を高めます。
- 児童生徒同士、児童生徒と全教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- すべての児童生徒が、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは(「いじめ防止対策推進法」第2条いじめの定義から)

いじめとは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立つとともに、一定の人的関係に何らかの苦痛を表現している場合には、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えや子どもの変化等を真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って、事実関係を確かめ、対応に当たる。

(1) いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(2) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじ

めの芽はどの児童生徒にも生じ得る。

- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、※「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

（※「多様な背景を持つ児童生徒」とは発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況〔経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等〕などにある児童生徒のこと）

2 いじめを未然に防止するためには

(1) 児童生徒に対して

- ① 児童生徒一人一人が認められ、児童生徒同士の関係においてお互いを大切にしたい、教職員はその関係をつくり、維持・向上の指導を行い、学級(舎室)や集団の一員として自覚できるような学級(舎室)づくり、授業(生活)づくりを行う。また、ものごとや人とののかかわり方を理解させ、社会性の向上を図る。
- ② わかる授業を行い、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。

- ③ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童生徒がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ④ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の大人や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

(2) 教職員に対して

- ① 児童生徒一人一人の、意思の表出、表情や感情の変化、微細な手足の動きなどを、きめ細かに読み取り、受け止めるような学級づくりや授業づくりに努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- ② 児童生徒一人一人が得意とする行動力や表現力を他の児童生徒の中で発揮し、称賛を受けたり、他の児童生徒を称えたりできる場の設定に努め、自己実現を図ることができるよう子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ③ 児童生徒の思いやりの心や命の大切さをはぐくむ道德教育や学級(舎室)指導の充実を図る。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行う。
- ⑤ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通して児童生徒に示す。
- ⑥ 児童生徒一人一人の「変化や困り感」に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ⑦ 児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑧ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑨ 児童生徒同士だけにかかわることではなく、教師とのかかわりや教師同士の会話などについても十分に配慮し、人権尊重の意識を高めていく。
- ⑩ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学部や同僚への協力を求める意識を持つ。

(3) 学校全体として

- ① 全教育活動(含寄宿舎指導)を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ② 「いじめ」に関するアンケート調査を学校評価の項目に設け、その結果をもとに教職員全体で現状を共有し、改善のための対応を行う。
- ③ 児童生徒の現状に即して、適宜「いじめ」に関する校内研修を行い、本校教職員の理解と実践力を深める。
- ④ 校長が「命の大切さ」に関する講話を全校集会で行い、「人の気持ちや物を大切にする心をもつことの尊さ」について児童生徒に伝える。

(4) 保護者・関係諸機関に対して

- ① 児童生徒の様子の変化に気付いたら、ささいなことでも学校に相談することを伝える。
- ② 「いじめ問題」の解決には、学校と家庭、関係諸機関との連携を深めることが大切であることを種々の懇談等を通じて伝え、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 早期発見に向けて・・・「変化に気付く」

- ① 児童生徒の様子を学級並びに舎室担任をはじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設定する。
- ② 様子に変化が感じられる児童生徒には、教職員は安心感を持たせるための働きかけを行う。
- ③ 児童生徒の人間関係や学校生活、寄宿舎生活等の様子の変化の把握に努め、児童生徒の心に寄り添った働きかけをし、児童生徒との信頼関係を深める。

(2) 相談できる雰囲気づくり・・・「誰とでも」「誰にでも」

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰とでも、誰にでも相談できることの大切さを伝える。
- ② いじめられている児童生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ③ いじめ等によって、心身の苦痛を感じている児童生徒が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ④ いじめに関する情報を受けた教職員は管理職に報告し、委員会を通じて校内で情報を共有できるような体制づくりをする。
- ⑤ 言葉によって心情を表現することが難しい児童生徒に対しては、表情や行動等を細かに観察し、些細な変化も教職員や保護者と共有する。

(3) いじめが確認されたときの対応

① 事実関係の把握

- ・教職員が気付いた、あるいは児童生徒や保護者から相談があった、各種調査から明らかになった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制の下に行う。

② いじめられた児童生徒に対する指導

- ・児童生徒の心の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除く。
- ・児童生徒を「全力で守り抜く」という姿勢を示し、いじめられている児童生徒の立場で継続的に支援することを伝える。
- ・心のケアをする。
- ・今後の対策について共に考える。

② いじめている児童生徒に対する指導

- ・いじめている児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、「いじめる」ことをやめさせる。
- ・「いじめる」ことがどれだけ、相手の心を傷つけ、苦しめているかに気付かせる指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童生徒の心の安定を図る指導を行う。

③ 家庭との連携

- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学

校と連携を図っていくことを伝えていく。

- ④ いじめの事案のうち、※「犯罪行為」として取り扱うべきと認められる事案については、早期に警察の相談または通報するとともに、生徒指導連絡協議会との連携を図る。

(※犯罪行為にあたるもの一強制わいせつ、自殺関与、暴行、脅迫、強要、恐喝、児童ポルノ提供等)

(4) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月以上続いていること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 校内体制について

- (1) 校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、指導部長、養護教諭、寄宿舍、および外部委員とし、指導部長が委員長となってとりまとめる。
- (2) 役割として、本校における「いじめ」の防止等の取組に関することや、いじめの相談への対応、児童生徒、保護者への「いじめ」防止の啓発等に関するものを行う。
- (3) 「いじめ」の相談があった場合には、当該学部主事、担任、寄宿舍室担任を加え、事実関係の把握、関係する児童生徒・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童生徒の個人情報の取り扱いに留意し、本校の教職員が共有するようにする。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合や重大事態発生時の対応等については、教育局に報告し、法に則して、教育局に指導・助言を受けて学校として組織的に対応する。また、必要に応じ、福祉関係や医療機関などとも連携を図る。
- (2) 地域で行われている「いじめ根絶」の取組に積極的に参画する。

平成26年1月24日

令和 4年4月 4日 一部改定

令和 5年5月26日 //